

# 令和7年度高齢者ごみ出し支援事業について

一関市では、令和5年度から「高齢者ごみ出し支援事業」を実施しています。

## 【事業の目的】

ごみ出しが困難である高齢者世帯を支援するため、ごみの戸別収集を行います。

## 【対象者】 以下の要件をすべて満たす世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯であること
- ② 要介護認定（要支援認定を含む。）又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者の認定を受けていないこと
- ③ 障害支援区分認定を受けていないこと
- ④ 近親者などによる支援を受けることが困難なこと
- ⑤ **ごみ集積所までの移動手段が徒歩以外になく、  
心身の状態により、ごみ集積所への排出が困難な世帯**であること



## 【サービス開始までの流れ】

- ① サービス希望者は、生活環境課又は支所市民福祉課へ申請書を提出します。
- ② 市は、世帯情報の確認や現地確認を行い、要件を満たす場合は、申請者に対し支援を開始する旨を通知します。  
(申請書受付から審査結果の通知までおおむね2か月を要します。)
- ③ 申請者宅にごみ収集用の専用コンテナを設置します。
- ④ 市職員が所定の日にごみの戸別収集をします。(ごみ集積所への排出と同様に、分別し、指定のごみ袋に入れていただく必要があります。)



## 【利用者の費用負担、収集頻度】

- ① 1回あたり250円。収集頻度は週1回（ひと月最大4回）
- ② 収集日は、市が決定します。(ごみ収集カレンダーと別の曜日になります。)
- ③ 「燃やすごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」を一度に収集します。